

市内就労系サービス事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

## 指定就労継続支援事業所等における在宅利用時の支援について

日頃より札幌市の障がい福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、指定就労継続支援（A型、B型）事業所、指定就労移行支援事業所等（以下「指定事業所」という。）における在宅利用時の支援（以下「在宅就労支援」という。）の提供については、在宅就労支援を希望する者であっても、在宅就労支援による効果が認められると市町村が判断した場合に限って認められているところです。

しかし、一部の事業所においては、要件を満たしていない事例や公費による生産活動として不適切な事例も散見され、不正請求により制度の信頼を大きく損ねる事例も発生しています。

つきましては、在宅就労支援の留意事項について下記のとおりといたしますので、在宅就労支援における要件をいずれも満たしているか、また、生産活動が適切に提供されているかの確認を徹底していただきますようお願いいたします。

今後とも、利用者を中心においた就労支援の質の維持及び向上に努めていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 在宅就労支援について

就労移行支援と就労継続支援（A型、B型）では、適切なサービス提供を行うために、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、国においては原則として対面での支援を行うものとされている。

そのため、札幌市においては、令和8年10月1日以降、原則として、利用契約者数に対する在宅就労支援の利用者数が5割を超えてはならず、かつ、各日の利用定員に対する在宅就労支援の利用者数が5割を超えないものとする。また、各月の在宅就労支援を行う日数が各利用者の支給量（決定日数）のうち5割を超えてもならないものとする。ただし、以下の①を除く。なお、これらの5割についても原則対面での支援であることを踏まえ、通所への移行を積極的に進めること。

札幌市において「在宅就労支援による効果が認められると市町村が判断する場合」とは、次の①から③までのいずれかに該当するものとする。

- ①重度障がい（筋ジストロフィーや頸髄損傷、視覚聴覚言語機能、呼吸器機能、高次脳機能等の重度の手帳所持者、その他難病の障がい等）により通所が難しい場合。
- ②精神障がいにより通所が難しい場合については、以下の観点も踏まえて札幌市が判断できること。

ア 在宅就労支援の開始後6か月まで

対面による支援を工夫し、実施に努めること。かかりつけ医から通所により状態悪化につながるか否か本人に確認するなど、在宅就労支援の適切性、当該期間の必要性があること。

イ 開始後6か月から1年まで

6か月を超えても通所が難しい状態であれば医療等による支援が優先される場合も想定されるため、医師の意見書（任意様式）や当該医師の意見を記載した支援記録の写し等により在宅就労支援の適切性が確認できること。

ウ 開始後1年を超える場合（以後1年ごとを含む）

イに加えて、指定事業所以外の計画相談支援や就労選択支援による必要性が確認できること（中立性を確保するために原則として別法人の事業所に限る）。また、かかりつけ医等に確認を行い、原則として、通所により状態悪化につながる場合のみ認められるため留意すること。

※ 上記は在宅就労支援を一度終了した後再開する場合であっても、初めて在宅就労支援を開始した時点から計算することとする。

※ 上記は各利用者ごとに判断するため、該当利用者が別事業所の支援を受ける場合であっても、当初の事業所が在宅就労支援を開始した時点から計算することとする。

③以下の例のように札幌市が特に必要性を認めた場合（この場合は慎重な審査を行うため日数を要することに留意すること）。

・ 中度の身体障がいや知的障がいなどにより通所が著しく難しい場合

・ ②による者が、状態悪化等を理由に在宅就労支援を一度終了した後、改めて在宅就労支援を受けようとする場合

※ 新型感染症のような事例が発生した場合は別の通知等に従うこと。

※ 令和8年3月までに在宅就労支援を行っている者については、令和8年9月30日まで経過措置として在宅就労支援の実施は可とする。

## 2 禁止事項について

就労継続支援では具体的な生産活動があり、また、当該生産活動により就労に必要な能力向上が見込まれることや、安定した生産活動収入、労働市場などがなければならぬ。そのため、これらを満たさない支援は原則禁止とし、本市が把握した場合、支払いを保留することや、給付費の返還を指示することがあるため留意すること。

(1) 不適切な生産活動（生産活動の欠如など）

指定事業所は、生産活動その他の活動の機会を提供する必要があるが、以下の例のような場合は不適切な事例に該当する可能性があることから、当該適切性に十分注意すること。なお、生産活動と称して、生産活動や支援の実態が認められない場合には当然として不適切なサービス提供に該当することから厳に慎むこと。

（生産活動がなく、不適切な事例に該当する可能性があるもの（一例））

・ eスポーツやインターネットゲーム

・ 植物の水やりやペットのエサやり

・ スポーツ教室や麻雀教室

・ 所定の場所に居ればよいというような活動

・ インターネット検索

・ プラモデル製作

・ 自宅での家事

・ 自宅待機（形ばかりの自習）

・ 娯楽提供

・ 支援として質や量が不適切な、チラシ折封入、封筒作成、データ入力、ポストイン、塗り絵、カード仕分け等の活動

## (2) 不適切な個別支援計画や支援状況

在宅就労は通所と比べると作業成果が見えにくく、活動の固定化が進むおそれがある。また、生活習慣や体調の変化を察知しにくく、利用者の孤立傾向や精神症状の悪化などが進んでしまう可能性もある。

そのため、在宅就労支援を実施するに当たっては、通所時における支援と比べて、よりきめ細やかな支援や、その適切性が求められることに留意すること。

前提として、利用者に対する就労に必要な知識・能力の向上に向けた支援を行うために、適切なアセスメントの実施を踏まえた個別支援計画の作成や個別支援計画に基づく適切な支援の提供が必要であり、次の例に該当することは原則禁止する。

(不適切な事例に該当する可能性があるもの(一例))

- ・チャットツールや定型的なメール、音声電話等に限った連絡、助言又は進捗状況の画一的な確認にとどまり、対面に準じた状況把握に努めていないこと
- ・在宅での作業をできることだけをもって、在宅の効果があるとみなすこと
- ・具体的効果が見られないにも関わらず、支援内容を変更しないこと
- ・個別支援計画の記載内容に変化が見られないこと
- ・個別支援計画の内容が他利用者とはして画一的な文書であること

## (3) 誘因行為

「在宅コース」等と謳い、利用者の希望だけをもって在宅就労支援が受けられるよう記載することは不適切であるため、厳に慎むこと。

「自宅にいてだけで工賃を支給する」「簡単な作業でOK」「在宅コースにより誰でも自宅で作業ができる」「誰でも報酬1日〇円×20日=月〇円」等、利用者獲得のために利用者誘因行為を行うことは利用者の意思決定をゆがめることから、パンフレットやホームページ、その他広告媒体において掲載してはならないこと。

個別の声かけやメールなども誘因行為に該当するので留意すること。

## (4) 不十分な緊急時の対応

緊急時対応が担保されないような体制や、札幌市内に在住する利用者の自宅への訪問に30分以上要するような遠方にある事業所による在宅就労支援は認められないこと。

## (5) 実績記録票の不十分な記載

在宅就労支援を実施する場合における実績記録票について下記4に定めるとおり、「在宅就労」の記載がないような請求は認められないことに留意すること(電子請求を行う場合も同じ)。

# 3 利用者への普及・啓発

## (1) 同意書

在宅就労支援には利用者の同意が必須であること。また、サービスの利用者に対する普及・啓発についても重要であることから、利用者の同意を得る際に作成、保管を義務付けている「在宅就労における同意書」について様式の一部改定を行う。札幌市へ提出する時期は次のとおり。

ア 各利用者に対して在宅就労支援を新たに開始する時

イ 原則として在宅就労支援の開始から1年ごと

ウ その他同意書の内容に変更が生じた際はその都度

## (2) 利用者向け案内文

札幌市では利用者向け案内文(別添1)を新たに作成し、周知を行うため、事業所においても作業所内に掲示等すること。

#### 4 札幌市への届出について

本通知日以降、在宅就労支援を行う場合は各利用者ごとに次の届出を必須とする。

また、経過措置として認められていた者に対して、令和8年10月1日以降も在宅就労支援を実施しようとする場合には、上記1の対象要件①から③のいずれかに該当する必要がある、かつ、同年8月31日までに届出すること。

- (1) 利用者に対し在宅就労支援を開始する月の前々月の月末までに、「在宅就労における同意書（様式2）」、在宅就労支援を含めた最新の個別支援計画及び「在宅就労における支援効果に関するチェックシート（様式1）」を障がい福祉課へスマート申請により提出すること。（例：8月15日から在宅就労支援を開始→6月末までに申請が必要）

スマート申請のURLは以下のとおり。なお、手続きは各利用者一人に対して一件ずつ行うこととする。

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/zaitakushuro-todokede>

- (2) 原則、在宅就労支援の開始から1年を経過するごとに、かつ、在宅就労支援を継続する月の前々月の月末までに、改めて交わした最新の「在宅就労における同意書（様式2）」、個別支援計画及び「在宅就労における支援効果に関するチェックシート（様式1）」を障がい福祉課へスマート申請により提出すること。（例：令和8年12月中から令和9年11月末まで在宅就労支援を提供し、12月以降も継続しようとする場合→10月末までに届出が必要）

※ 1の要件②による場合にはかかりつけ医から確認した通所による状態悪化の有無についてスマート申請により届出（選択肢形式）し、また、開始後6か月を超え、医師から意見を徴した場合には医師の意見書や当該支援記録の写し等を同じく届出すること（PDF形式）。

- (3) (1)及び(2)の内容に基づき、札幌市では原則として支援を開始する月の前月の月末までに確認を行う。札幌市において確認した場合はスマート申請における申請のステータスを「完了」とする（誤記がある場合や、内容に疑義等が生じた場合は「完了」とはしないため、問い合わせをすること）。そのため、各事業者においては届出の期日に留意すること。

※ 緊急に在宅就労支援が必要な場合には、ステータスが「完了」となる前に、事業所の責任により在宅就労支援を開始できる。ただし、札幌市において在宅就労による支援効果が認められると判断できない場合には、支援を提供していても、請求は認められないので留意すること。

- (4) (1)に伴い、「在宅就労支援対象者リスト」を廃止し、この様式の提出を不要とする。また、請求に当たって実績記録票の備考欄に「在宅就労」と記すこと（電子請求を行う場合も同じ）とし、「在宅就労支援実施一覧表」を廃止する（様式の提出も不要）。

#### 5 在宅就労支援における報酬算定の要件

上記1の対象要件を満たす者であって、下記(1)から(8)の要件及び上記4を全て満たした場合、報酬（体制加算等を含む）を算定することが可能。

- (1) 運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容等を明記していること。
- (2) 在宅において作業を行うことができる環境が整えられた上で、通常の通所による作業と同等程度であり、在宅での作業が適当と認められる作業メニューと、効果的な支援手法が確保されていること。

- (3) 利用者から在宅就労支援を希望する申し出があった場合に、その希望理由を確認し、通常のアセスメントに加え、在宅就労を行うに当たり必要と考えられる利用者自身の自己管理能力等を確認するという観点から、「在宅就労における支援効果に関するチェックシート（様式1）」により、在宅就労支援を行う妥当性を判断するためのアセスメントを行うこと。
  - (4) 「在宅就労における支援記録（様式3）」により、1日に2回以上、電話やパソコン等のICT機器による連絡及び必要な支援を行うこと。そのうち、作業開始時における開始時間と作業内容の確認、作業終了時における終了時間と成果内容の確認は必ず行い、記録すること。
  - (5) 1週間に1回以上、事業所職員による自宅への訪問又は利用者の通所により評価等を行い、その結果を記録として残すこと。なお、障がい特性により困難な場合、代替手段として、電話やパソコン等のICT機器による評価も可能とするが、映像による本人確認に努めること。
  - (6) 「在宅就労における達成度評価シート（様式4）」により、1か月に1回以上、原則として、利用者の通所による達成度の評価を行うこと。なお、代替手段として、事業所職員の自宅への訪問による評価も可能とする。
- ※ 利用者には在宅就労支援を開始した月は、支援期間が1か月に満たないことが想定されるため、達成度評価が未実施であっても報酬算定を可能とする。
- (7) 事業所において、通常に通所による利用者への支援を行う人員体制に加え、在宅就労を行う利用者が作業等を行うに当たり、随時連絡がとれる体制を整備し、かつ、緊急対応が必要となった場合も、訪問等による対応が可能な人員体制を確保していること。
  - (8) 上記以外については、国の「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）における「在宅において利用する場合の支援について」の内容を確認し、その取扱いを遵守すること。

## 6 その他留意事項

- (1) 本取扱いの対象者は、札幌市で支給決定を受けている利用者に限る。そのため、札幌市への提出書類についても、札幌市の支給決定者についてのみ記載すること。
- (2) 作成した記録の保存期間は、サービスを提供した日から5年間とする。
- (3) 在宅就労支援については、報酬算定上、通常に通所による支援と考え方は同じであり、在宅就労時に別の障害福祉サービスを同時に受けることはできない。
- (4) 在宅就労と通所を組み合わせることも可能だが、その日の利用者の体調や事業所の都合等により自由に変更するものではなく、事前に個別支援計画に位置付け、計画的に利用すること。
- (5) 将来的に一般就労への移行を見据えた支援を行う場合などにおいては、通所することも訓練の一環であることを踏まえ、アセスメント等において在宅就労の適否を慎重に検討し判断すること。
- (6) 札幌市に届出が必要な書類は上記4のとおりであるが、その他の様式についても、札幌市が提出を求めた際は直ちに提出できるように整備すること。
- (7) 在宅就労対象者の受給者証更新の際に、区に提出する事業者意見書においては、在宅就労支援を行っていることやその具体的支援効果を明記すること。
- (8) 就労選択支援については、極めて限定的な場合によって在宅就労支援によるサービス提供も想定されるが、本件の取扱いに準じて対応するとともに、アセスメント

について対面での実施を基本とすることなど「就労選択支援の実施について」（令和7年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の内容を遵守すること。

## 7 様式

- (1) 在宅就労における支援効果に関するチェックシート（様式1）
- (2) 在宅就労における同意書（様式2）
- (3) 在宅就労における支援記録（様式3）
- (4) 在宅就労における達成度評価シート（様式4）

## 8 参考資料等

- (1) 参考資料
  - ・ 「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」（障障発1128第1号令和7年11月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）（別添2）
  - ・ 「指定就労継続支援B型における条例遵守の徹底、指定更新の要件化等について」（令和7年6月16日付け札障第1160号）（別添3）
- (2) 今後について  
本通知は令和9年度報酬改定等を受けて見直しを行う場合がある。
- (3) 通知の廃止について  
本通知の発出に伴い、「就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅においてサービスを利用する場合の支援の取扱いについて（通知）」（令和3年4月16日札障第315号）（別添4）を廃止する。
- (4) 指定事業所からの質問  
ホームページ等を確認の上、本通知の内容に質問等がある場合はスマート申請（障がい福祉サービス事業等の指定に関する質問票）により行うこと（原則として電話による問い合わせは不可）。  
<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/situmonhyo/door>

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部  
障がい福祉課（自立支援担当）TEL：011-211-2938